

福祉委員活動マニュアル



「みんなで支え合い 一人ひとりが輝けるまち こおりやま」をめざして
(郡山市社協『第4次地域福祉活動計画』基本理念)



ふれあいネットワーク
社会福祉法人郡山市社会福祉協議会

令和元年5月改訂版

もくじ

はじめに	1
I 郡山市社会福祉協議会について	
1. 社会福祉協議会とは	2
2. 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会の概要	2
3. 地区社協等の活動	2
4. 地域福祉活動の推進	3
5. 地区社協等の部会構成と福祉委員	3
II 福祉委員について	
1. 福祉委員って何?	5
2. 福祉委員は何をするの?	5
3. これからの地域福祉活動はどう取り組めばいいの?	6
4. 地域の中の団体との協力は必要なの?	6
5. 個人情報の取り扱いはどうすればいいの?	7
III 地域住民支え合い活動の主な活動内容	
1. 集いの場	8
- 1 いきいきサロン(会食会・茶話会)	11
- 2 子育てサロン	14
- 3 世代間交流	16
2. 高齢者を対象とした見守り活動	24
- 1 配食サービス	24
- 2 友愛訪問	30
- 3 地域支え合い活動マップづくり	32
IV 福祉委員の活動における保険(ボランティア保険)	36
V そのほかに何か困ったことがあったら・・・	44
VI よりよい福祉委員活動を行うための8ヶ条	45
資 料 編	
【福祉に関する相談・支援窓口】	47

は じ め に

近年、急速な少子高齢化の進行、家族機能の変化、そして地域社会の変容などにより、地域の「つながり」や「支え合い」が希薄化するとともに、福祉的支援を必要とする対象が広がり、様々な生活課題が生じています。

このため、地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む、『地域福祉の推進』がますます重要になっています。

このような中、郡山市社会福祉協議会では昭和62年(1987)から、「小地域ネットワーク活動」による住民主体の地域福祉活動の実施主体となる「地域福祉推進委員会」を町内会連合会等の区域を単位に組織化して、生活課題のあるひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などに対し、公的サービスにはなじまない日常的見守りや安否確認、友愛訪問等の予防的福祉サービス活動に取り組んできました。

さらに、平成5年(1993)には「福祉委員制度」を導入し、地域のあらゆる福祉課題に対応できることをめざした部会制による活動形態への再編成を行い、地区社協・支部社協を組織化して、地域において生活支援を求めているすべての住民を対象とした「地域福祉活動」の基盤を整備してきました。

また、平成30年(2018)3月には『第4次地域福祉活動計画(2018年度～2021年度)』を策定し、地域における住民主体の福祉活動を積極的に支援するとともに、行政、関係機関・団体と地域住民とが協働した地域福祉活動のより一層の推進を図っています。このように、郡山市社会福祉協議会では、「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を実現するために、様々な活動を推進しています。その活動の一翼を担っているのが福祉委員のみなさんです。

このマニュアルは、福祉委員として活躍されるみなさんが、地域住民の積極的な参加を得ながら共に進めていく地域福祉活動を実践していくためのポイントをまとめたものです。

今後も、第4次地域福祉活動計画の基本理念である『みんなで支え合い一人ひとりが輝けるまち こおりやま』の実現をめざして、本市の地域福祉活動の推進に努めてまいりたいと存じますので、多くの住民の皆様参加・協力をいただきますよう心からお願いを申し上げます。

令和元年5月

社会福祉法人郡山市社会福祉協議会 会長 太田 健三

I 郡山市社会福祉協議会について

1. 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、「社会福祉法」に『地域福祉の推進を図ることを目的とする団体』と規定され、全国すべての市区町村・都道府県に設置されている公共性・公益性の高い民間の非営利組織で、地域住民の生活課題(以下「ニーズ」)の解決に向けて、様々な福祉の相談に応じるとともに、住民のニーズを捉えた福祉サービスの提供やボランティア活動への住民の参加促進等、多様な地域福祉活動を展開しています。

2. 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会の概要

社会福祉法人郡山市社会福祉協議会(以下「市社協」)は、地域住民をはじめ、町内会・自治会、民生児童委員、福祉・保健・医療等の関係機関の参加・協力のもと『誰もが安心して暮らせる地域づくり』の実現をめざした活動を行っています。

また、概ね行政区単位に地区社会福祉協議会(以下「地区社協」)を組織するとともに、旧郡山管内の郡山地区社協では、町内会連合会等の区域を単位に支部社会福祉協議会(以下「支部社協」)を組織しています。

地区社協・支部社協(以下「地区社協等」)では、町内会・自治会や民生児童委員協議会等の団体や関係機関と連携しながら、地域の実情に応じた福祉活動を展開しています。

3. 地区社協等の活動

市社協の地域組織である地区社協等は、住民の自主的な組織であり、それぞれの地域の「町内会・自治会や福祉・教育等関係団体、ボランティア、地域住民の参加・協力(以下「地域住民の参加」)」により、みんなが住みよいまちをつくるため、地域福祉活動に取り組んでいます。

地区社協等は現在、市内38ヶ所(4ページの図1参照)に13地区・26支部として設置されていますが、地域の様々なニーズを把握し対応

するため、市社協を含む多くの関係機関・団体と綿密な連携を図りながら、それぞれの地域における福祉の向上に貢献しています。

4. 地域福祉活動の推進

地域福祉活動とは、地区社協等が行っている住民への声かけや見守り、助け合い等、様々な福祉活動の総称であり、地域住民の参加を得ながら展開されます。

向こう三軒両隣での助け合いが薄れてきている今日、地域の支え合いを基本に、地域で解決できる課題は地域で解決するという「地域住民支え合い活動」を推進していくことは、とても意義のあることです。

また、地域で解決できない課題は行政や市社協等の関係機関につなげていくこととなりますが、これも大切な機能の一つです。

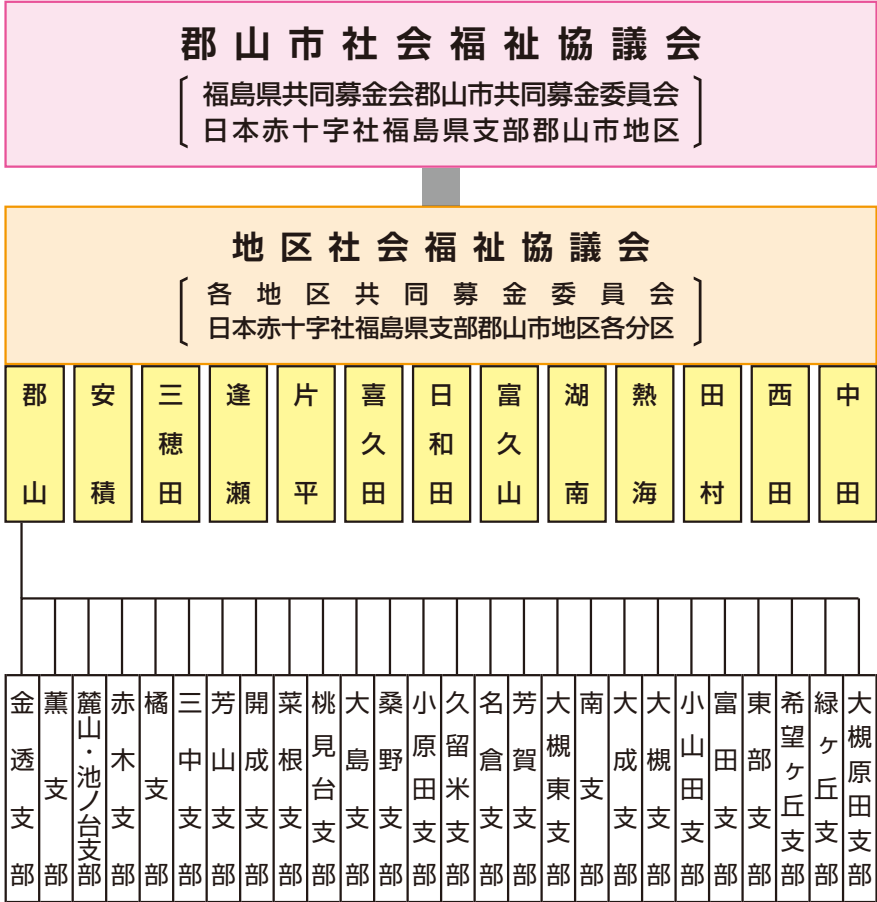
5. 地区社協等の部会構成と福祉委員

市社協では、「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を推進するため、福祉委員制度を導入しており現在、約2,200名の福祉委員が各地域で活躍しています。

福祉委員は、地区社協会長が、それぞれの地域にある各種団体の構成員(町内会・自治会、保健委員会、老人クラブ、保護司、PTA、子ども会、福祉・教育関係団体等)をはじめ民生児童委員やボランティア、さらには地域福祉に協力してくれる人に委嘱しており、次の4つの部会に分かれ活動しています。

- ①在宅福祉サービス部会…いきいきサロン(会食会・茶話会)、配食サービス、ニーズ調査
(※介護世帯支援部会) 見守り活動、地域支え合い活動マップづくり、家庭介護教室
 - ②児童福祉推進部会……子育てサロン、子育て支援、世代間交流
 - ③広報研修部会………広報紙の発行、研修会の開催、ボランティア養成研修
 - ④活動資金部会………会員会費・共同募金の募金活動
- ※①の部会から介護世帯支援部会として分かれている支部社協もあります。

【図 1】 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会の組織図



Ⅱ 福祉委員について

1. 福祉委員って何？

福祉委員は、地域福祉活動や福祉のまちづくりを推進するボランティアで、選出団体や地域住民の声を地区社協等の活動計画に反映させるとともに、地域福祉の推進者として活動します。

例えば、老人クラブから選出された福祉委員は高齢者関係の活動の担い手として、ご自分の居住地域で活動が行われる際には、その担い手となります。

そして、地域における新たなニーズの出現に日頃から気を配り、問題の早期発見から早期対応につなげる役割も福祉委員には期待されています。

2. 福祉委員は何をするの？

(1) 地域のアンテナ・パイプ役

地域の現状をいち早くキャッチできるのは同じ地域に住む住民です。地域の困りごとや心配ごと、変化に気づいたことがあれば、その情報を地区社協等へ知らせ共有します。

(2) 地域の見守り活動の推進・福祉に関する情報提供

地域で「困っている人」や「気になる人」に、無理のない範囲で「声かけ」や「見守り」を行います。

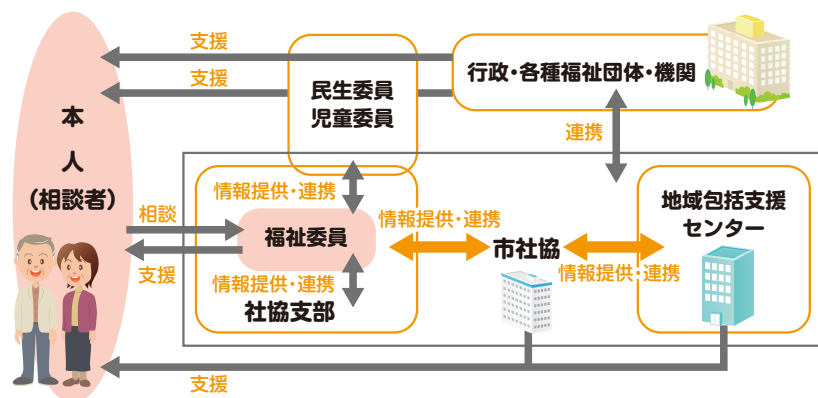
また、地域住民に福祉情報を提供するとともに、地区社協等の活動に参加・協力してもらえよう働きかける役割も担います。

(3) いきいきサロンや配食サービス等の福祉活動の実践

市社協が推奨するいきいきサロンや配食サービス等の地域福祉活動を地区社協等の部会活動として行います。

- ・会食会
- ・茶話会
- ・子育てサロン
- ・世代間交流
- ・配食サービス
- ・友愛訪問

福祉委員と各団体の連携関係



3. これからの地域福祉活動はどう取り組めばいいの？

少子高齢化と核家族化が一層進む中、何らかの支援が必要な高齢者や障がい者、転勤等により周囲に頼れる人のいない子育て家庭等は増加の一途をたどる状況にあることから、これからの地域福祉活動には、「こうした人たちに丸ごと対応できる支え合い・助け合いの活動」が強く求められています。

地区社協等では、福祉委員をはじめ地域住民の参加を得て、このような地域づくりを進めていきますが、福祉委員にはその中心的役割を担っていただくことが期待されています。

4. 地域の中の団体との協力は必要なの？

地域福祉活動を推進する上で、支援を必要とする人(以下「対象者」)の把握や住民同士のつながりづくりが重要となりますが、福祉委員の力だけでは限界があり、地域の実情を良く知っている民生児童委員協議会や町内会・自治会等との協力関係は欠かすことができません。

いきいきサロンの開催や配食サービスの際に他団体の方たちに協力してもらおうとともに、他団体が主催する地域行事には地区社協等の立場で積極的に参加・協力しましょう。

5. 個人情報の取り扱いはどうすればいいの？

地域福祉活動を推進する過程では、対象者の個人情報やプライベートな部分を知る場面も多く、お互いの信頼関係が必須となります。そのためにも、個人情報の取り扱いについては、次の点に気をつけて活動しましょう。

- (1) 支援を行う際は、必ず対象者から了承を得るようにしましょう。
- (2) 支援に必要なことだけを尋ね、必要以上に聞かないようにしましょう。
- (3) 取得する個人情報（氏名、住所、電話番号等）をあらかじめ決めておき、併せて個人情報の使用目的がわかるような記入用紙も作成しましょう。用紙への記入は、原則として対象者本人にお願いしましょう。
- (4) 知り得た情報（プライバシー）を他に提供する場合は、対象者の同意を得た上で、必要な人へのみ、必要な情報だけを提供しましょう。
- (5) 記録した個人情報や地図等は、第三者の目に触れないよう厳重に管理しましょう。
- (6) 個人情報の取り扱いについては、他の福祉委員とも話し合い、地域内の情報共有のためのルールをつくり、きちんと対応できるようにしておきましょう。

<個人情報取り扱いの例>

- ・ 友愛訪問や年賀状等のお手紙を送る活動を実施する際は、対象者本人へ事前にその活動に関する説明を行うとともに、ご自宅に訪問することやお手紙を送る時に個人情報（氏名・住所）を使用することの了承を得るようにします。

Ⅲ 地域住民支え合い活動の主な活動内容

集いの場

地域の人が集い、参加する人も迎える人も、お互いに生きがいとなる場所を自分たちが住む地域の中につくります。主な活動としては、次の取り組みがあります。

1. いきいきサロン(会食会・茶話会)
2. 子育てサロン
3. 世代間交流

ポイント1 会場はどこがいいの？

(1) 参加者が歩いて行けるところ

集いの場は、参加者が自宅から歩いて行ける範囲が望ましいでしょう。

交通手段や駐車場がないケースが考えられるため、歩いて行ける日常生活圏域の様々な場所を会場にすることで、より多くの人に参加してもらうことができます。

(2) 会場選びのポイント

気軽にちょっと集まれるところ、費用をかけず誰でも利用できる場所なら、どんな場所で開催しても構いません。

<会場の例>

- ・公民館や集会所が一般的ですが、地域のお寺や学校の空き教室等も考えられます。
- ・地域にある喫茶店や商店の一部をサロンの会場としてお借りする方法もあります。
- ・世代間交流では、日頃の集いの場だけではなく、保育所や幼稚園、小学校に訪問して行うこともできます。

(3)「どこでもできる」が基本ですが…

集いの場合は、どこで開催しても構いませんが、次の点に配慮する必要があります。

＜配慮項目の例＞

- ・危険な段差はないか
- ・必要なところに手すりがあるか
- ・高齢者や子どもが使いやすいトイレがあるか 等

ポイント2 開催頻度はどれくらいがいいの？

- ・サロン活動は定例化していきましょう。

実施回数が少ないとサロン活動がイベント化してしまう可能性があります。必要な見直しを行いながら、定期的に開催する地域の居場所づくりに取り組みましょう。

ポイント3 地区社協等の財源が苦しいときはどうしたらいいの？

- ・地域の実情に合わせた運営をしましょう。

例えば、参加者が気兼ねなく参加できるよう、参加者に参加費(100～200円程度)を負担してもらい運営費に充てる等、地域の実情に合わせて運営しましょう。

また、地区社協等ごとに目標額を設定し集めることで、翌年度の地域福祉活動に活用できる赤い羽根募金(B募金)という仕組みもあります。

ポイント4 東日本大震災の避難者は参加してもいいの？

- ・地域の民間借り上げ住宅等に住んでいる人にも参加してもらいましょう。

東日本大震災による避難に伴い、地域の民間借り上げ住宅等に住んでいる人の中で対象者がいる場合は、住民同士のつながりが持てるよう無理のない範囲で参加を促しましょう。

なお、参加された場合は、利用者人数に含めて報告してください。

ポイント5 参加者はどのように募集すればいいの？

・参加者の募集に関しては、次のような方法があります。

- ①スーパーや地域の公共施設等にポスターやチラシを掲示
- ②近所への声かけ、口コミ
- ③住民宅へのポスティング
- ④地区社協等や地域の団体が発行する広報紙への情報の掲載



1-1. いきいきサロン(会食会・茶話会)

いきいきサロンとは

いきいきサロンは、参加者が自宅から歩いて行ける場所を地域の拠点に、福祉委員(担い手)と参加者が協働で内容を企画・決定し、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動です。



いきいきサロンには、住民同士で楽しく食事をする「会食会」や、ちょっとしたお菓子とお茶で話に花を咲かせる「茶話会」という形態があります。

いきいきサロンの効果

(1) 楽しさ・生きがい・社会参加の機会が得られる

参加者は、単に利用者の立場だけではなく、主体的にサロンの運営にかかわっていくため、担い手として必要とされる喜びが生きがいや社会参加への意欲向上につながります。

(2) メリハリのある生活を送ることができる

「何日はサロンの日」と楽しい予定ができること、サロンで人に会うために身だしなみにも気を配るようになること等、メリハリのある生活を送る効果も期待できます。

(3) 閉じこもりがちな生活を予防できる

ご近所の歩いて行けるところにサロンがあれば、気軽に出かけて人に会うことができ、閉じこもり予防の特効薬にもなります。

いきいきサロンは、高齢者の介護予防(寝たきりや認知症の予防)に大きな効果が期待できます。

また、サロン活動を通して地域における互助の力が強まるとともに、元気な地域を創ることにもつながります。

対象者

地域の「ひとり暮らし」や「夫婦二人暮らし」、「日中ひとり暮らし」等の高齢者で、かつサロンへの参加を希望する人が対象となります。

活動内容

サロンでは自由に活動内容を決めることができますが、活動内容に関する考え方は、次のとおりです。

ポイント1 何をすればいいの？

- ・みんなが楽しめる居場所をつくる。

参加者と福祉委員とで協働した企画や運営を心がけ、参加者の生きがいづくりだけではなく、福祉委員も楽しく活動でき、担い手自身の生きがいにもつながることが望まれます。きちんとしたスケジュールやプログラムを計画するもよし、井戸端会議をするための自由な場所づくりでもよしです。

<プログラムの例>

- ・いきいき百歳体操やレクリエーションなどを取り入れたプログラム
- ・秋の文化祭に向けた作品づくりを取り入れたプログラム
- ・お弁当やお茶、お茶菓子を用意して楽しくおしゃべりするだけのプログラム
- ・手品を披露してくれるボランティアを招くプログラム(ポイント2参照)等

ポイント2 サロンの内容を工夫したい！

- ・地域のボランティアに協力してもらいましょう。

様々な特技や趣味を活かしたボランティア活動をしている人が地域にはたくさんいます。そうした人たちの協力を得て、サロンをより華やかな内容にしてはどうでしょうか。

また、健康管理のために保健師や看護師による健康チェック(血圧測定、健康相談)の日を設ける等、健康増進のためのプログラムを取り入れることで、安心して参加してもらえるのではないのでしょうか。

なお、地域のボランティアに関する問合せは市社協のボランティアセンター、保健師や看護師の専門職は、最寄りの行政センターや高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)に依頼するとよいでしょう。

<ボランティアに関する問い合わせ先>

市社協 地域福祉課 地域福祉推進係 ボランティアセンター
Tel.924-2968



1-2. 子育てサロン

子育てサロンとは

少子高齢化の進行や核家族化等を背景に、育児に不安を抱える若いおかあさんが増えています。

子育てサロンは、孤立しがちな子育て家庭を地域で支援することを目的に、地域を拠点に子育ての当事者(子育て家庭の親子、祖父母等)と地域住民が、多様な活動を通じて子育てを楽しみ仲間づくりを行う支え合いの活動です。



子育てサロンの効果

(1) 育児に対する不安が軽減される

子育てに共感し合える仲間ができることで、親子の閉塞した状況を切り開き、孤立しがちな子育て家庭の育児不安を軽減することが期待できます。

(2) 子ども同士の交流の場になる

子ども同士で遊ぶ機会が無いお子さんに、同じ地域に住む友だちを見つける機会になります。

(3) 地域の連帯が強まる

支え合いの活動である子育てサロンを通して、地域の連帯や子どもの見守りといった福祉力が醸成される等の効果も期待できます。

対象者

子育ての当事者で、主に未就学児とその親が対象となりますが、妊娠中の方に参加いただいても、もちろん構いません。

活動内容

サロンでは、参加者がそれぞれの興味や関心に合わせて自由な考えでプログラムをつくることができます。

ポイント1 何をすればいいの？

(1) 情報交換や息抜きの場の提供

親子で気軽に参加し情報交換を行うことで、同じ年頃の子どもを持つ親として喜びや悩みを分かち合うことができます。また、お子さんの相手を福祉委員が担うことで、参加された親御さんに息抜きの時間が生まれます。

(2) 遊びや体験活動

自由遊びを中心とした親子のふれあい遊びや、季節の行事を取り入れた体験活動を通して、親子で楽しい時間を過ごすことができます。

(3) 勉強会や育児相談

専門家や子育ての先輩等を招き、育児に関する勉強会や育児相談を行います。



1－3．世代間交流

世代間交流とは

少子高齢化、核家族化が進み家庭内で高齢者と子どもが関わる機会が減少する中、地域において、世代を超えたつながりや相互理解を深めることを目的とした活動です。



高齢者が子どもに昔遊びを教えたり、子どもが高齢者に合唱や劇を披露したりして、世代を超えて交流を深めます。

世代間交流の効果

(1) 高齢者と子どもの関係構築の場となる

日頃、関わりの薄い同じ地域の高齢者と子どもが交流することにより、地域の中で気軽にあいさつする関係になれる等、世代間の人間関係構築の場となります。

(2) 子どもは様々な知識や経験が得られる

高齢者との触れ合いにより、子どもは親からは得られない様々な知識や経験を得ることができます。

対象者

地域の高齢者や子どもが対象となります。

活動内容

季節等の行事、劇、手作り玩具の作成、レクリエーション、地域の文化や歴史の伝承、昔遊び、スポーツ等を通じて世代間の交流(ふれあい)を図ります。

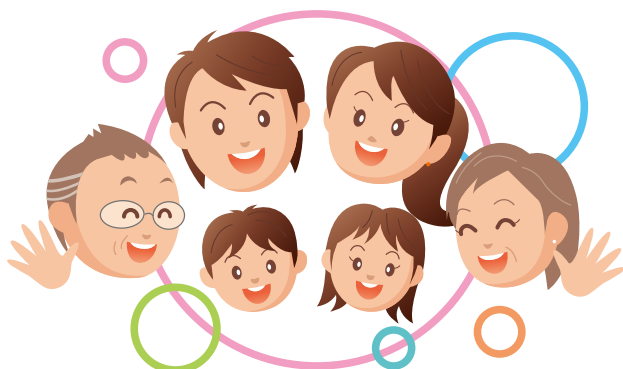
ポイント1 何をすればいいの？

- (1) セタ飾りの作成やクリスマス会等の季節行事を行うだけではなく、紙相撲やメンコで遊ぶ等、高齢者と子どもが直接触れ合える内容も効果があります。
- (2) 保育所や幼稚園等の行事への参加
地域の保育所や幼稚園等を訪ね、節分や夏祭りの行事に参加し、子どもたちと高齢者が行事を通して交流を図ります。

ポイント2 レクリエーションに使う用具等はどうすればいいの？

- ・市社協にて用具の無料貸し出しを行っています。
魚釣りや輪投げ、ダーツ等の遊具があります。(18ページ参照)

<レクリエーション用具の貸し出しに関する問い合わせ先>
市社協 地域福祉課 地域福祉推進係
Tel932-5311



レクリエーション用具の貸出し

郡山市社会福祉協議会では、地域の「いきいきサロン」や「子育てサロン」、福祉活動を行うボランティア団体等を対象に、レクリエーション用具の貸出しをしています。レクリエーションを通して健康づくりや楽しみづくり、参加者同士の交流の促進にぜひご利用ください。

1. 貸出しする用具の種類 下記のとおり(13種類)

2. 貸出対象者

- ・ 地区社協・支部社協
- ・ ボランティアセンターに登録しているボランティア団体 等

3. 申込み方法

貸出し状況を確認しますので本会までご連絡のうえ、借用書に必要事項を記入しご提出ください。

4. 貸出期間

用具貸出し・返却を含めて原則1週間以内とします。

※搬入出は利用される団体でお願いしています。また、返却時には用具の状態確認をさせていただきます。

5. 費用 無料

～貸出しする用具の種類～

《大型》



①公式ワナゲ【2セット】

輪投げは体も頭も使う全身運動。子どもから高齢者まで幅広く楽しめます。

ルール・スコア解説書つき。

台(60cm×60cm)、

リング9本(1本の重さ約135g)



②釣りっこ【1セット】

床とさかなの間隙に竿のフックを引っかけて釣ります。片麻痺・車いすの方でも楽しめます。

商品解説書つき。

竿6本(1本の長さ118cm、重さ100g)、
魚15匹



③安全ソフトダーツ【2セット】

スポンジのできた安全なダーツです。

的が裏表2種類あるのでゲームによって使い分けが可能です。取扱説明書つき。

矢4本(長さ23cm)、的(60cm×60cm)



④大型ジェンガ【1セット】

ボール紙のできたブロックを崩さないように抜いて上に積み上げていくゲーム。高い所に積んだり、低い位置にしゃがんだりするので自然と身体を使います。

ブロック18個(15cm×15cm×45cm)、
サイコロ1個(25cm×25cm)



⑤カラーボウリング【2セット】

ピンがカラーなので見やすく、色ごとに得点を変えるなど、変化のあるボウリングゲームを楽しむことができます。

スコアシートつき。

ピン10本(高さ約38cm)、

ボール1個(約1.1kg)、

ピンセッター1枚

《卓上型》



⑥マンカラ【1セット】

どちらが早く自分の陣地にある石をなくせるか勝負します。子どもから大人まで、一度遊べばきっと夢中になる、脳トレ・スポーツ！説明書つき。

ボード1枚(51cm×13cm×2cm)、
石52個、サイコロ1個、白玉2個



⑦フォーティーワン・ゲーム【2セット】

盤上に並んだビー玉を簡単なルールに沿って最後に1個だけ残るように外していく1人遊び用脳トレゲーム。集中力・判断力・記憶力の向上に役立ちます。

ルールつき。

ボード1枚(直径25.5cm)、ビー玉41個



⑧にこせんべいあそび【1セット】

お箸を使っておせんべいを積み上げたり、ひっくり返したりして遊ぶ対戦型のゲームです。

遊び方マニュアルブックつき。

せんべいピース30個、はし2膳、

詰合せカード20枚



⑨回想かるた【2セット】

昭和の写真で懐かしいあの頃を回想し、思い出話をしながら楽しめるかるた。脳を刺激することは認知症予防にもつながります。記憶をたどり、みんなで思い出話に花を咲かせませんか？

取り札・読み札 各44枚

(札の大きさ12.4cm×8.9cm)

⑩オセロ【2セット】

⑪将棋【1セット】

⑫トランプ【4セット】

⑬ジェンガ【2セット】

※借りた用具を故意に破損・紛失した場合は、借りた団体で修理・弁償をお願いします。なお、用具の使用にあたっては、ケガのないよう正しくお使いください。

レクリエーションボランティア種目一覧 平成31年2月28日現在

1. 芸能・伝統芸能

- ・南京玉すだれ
- ・詩吟
- ・ひょっとこ踊り



2. 話芸

- ・落語
- ・民話語り部①(郡山市内外の民話)
- ・民話語り部②(「笹川のあばれ地蔵様」等)
- ・口上①(「ガマの油売りの口上」)
- ・口上②(「ういろう売り」等)



3. 鑑賞

- ・手品 ・朗読 ・影絵 影絵ゲーム
- ・エプロン パネルシアター
- ・紙芝居①(子ども～一般向け)
- ・紙芝居②(「合気の武田惣角」等)
- ・紙芝居③(「笹川公方物語」等)



4. 舞踊・ダンス

- ・フラダンス
- ・スポーツ民踊



5. 楽器演奏

- ・尺八 ・三味線 ・オカリナ ・ギター
- ・大正琴 ・スコップ三味線 ・ピアノ
- ・ブラスバンド



6. 合唱・弾き語り

- ・ 懐メロ(ギター又はピアノ演奏)
- ・ 讃美歌(ギター弾き語り)



7. 参加型

- ・ 健康体操(一般～高齢者)
- ・ 体操教室(子ども～高齢者)
- ・ 笑いヨガ
- ・ リトミック



8. 体験型

- ・ アロマセラピー マッサージ～セルフケア講話・実践～
- ・ つまみ細工
- ・ そば打ち

※体験型はいずれも材料費依頼者負担



※記載の種目一覧はボランティア登録状況により変更することがございますのでお問い合わせください。

レクリエーションボランティアの調整にあたって

～調整の流れ～

「レクリエーションボランティア調整連絡票」に必要事項記入のうえ、
FAXにてボランティアセンターまでお申込みください



到着確認の捺印後、主催団体までFAXで返送します
お申込みいただいた内容について、電話で確認させていただく場合がございます



ボランティア調整をします



主催団体まで、電話およびFAXにて
ボランティア調整の結果をお知らせします



ボランティアさんと事前打ち合わせ等をしていただきます
※キャンセル、変更等がありましたら必ずボランティアセンターまでご連絡を
お願いいたします

※1つのボランティアさんに複数の施設・団体から依頼が重なる場合もあり、希望する内容が必ず調整できるとは限りませんので、希望種目・日時は複数(第3希望まで)お選びすることをおすすめします。

※ボランティアの依頼は、行事開催希望日の少なくとも1ヶ月前までをお願いします。

※ボランティア活動は、基本的に無償の活動になりますが、お茶を出すなど常識の範囲内のちょっとしたおもてなしはOKです。

高齢者を対象とした見守り活動

集いの場に参加することが難しい人を対象とした安否確認活動になります。主な活動としては、次の取り組みがあります。

1. 配食サービス
2. 友愛訪問
3. 地域支え合い活動マップづくり

2-1. 配食サービス

配食サービス事業とは

配食サービスは、対象となる高齢者の安否確認や心のふれあいを目的に実施します。

配食サービス事業の効果

対象者の自宅を訪問し本人に直接、食事を手渡しすることで、変わりなく元気で過ごしているか確認できます。また、対象者自身にとっては、自分が地域で見守られているという安心感につながります。更に、訪問時の会話のやり取りから、ちょっとした変化に気づいたり、最近の困りごとや悩みごとを打ち明けてもらえたりする場合もあります。

対象者

社会的に孤立しがちな「ひとり暮らし」や「夫婦二人暮らし」の高齢者で、かつ心身の理由からサロンに通うことが難しい人が対象となります。

運営の担い手

福祉委員が中心となり地域住民の協力を得て実施します。調理や配達等の役割分担をして計画的に運営していきましょう。

活動内容

安否確認や心のふれあいを目的に、調理した食事を対象者の自宅を訪問して届けます。

留意事項

(1) 食中毒対策に努めましょう

衛生的な身だしなみ、手洗い、器具等の洗浄・殺菌、調理台の殺菌・片付け、原材料等の保管管理等のルールを守り、食中毒対策に努めましょう。

<衛生的な身だしなみの例>

- ①あたま……髪は短く切るか、きちんと結わえる・帽子やスカーフで覆う場合は、髪はすべてしまう
- ②マスク……(盛りつけ等の最終工程では特に)口だけではなく鼻もしっかり覆う
- ③手 指……爪は短く切り、マニキュアはしない・指輪、時計などははずす・必要に応じてビニール手袋を着用(特に手荒れや傷があるとき)
- ④エプロン…調理用のユニフォーム、またはエプロンを着用し、毎回洗濯する

<以下のようなポイントを押さえて予防に努めましょう！>

家庭でできる 食中毒予防の6つのポイント

point 1

食品の購入



point 2

家庭での保存



point 3

下準備



point 4

調理



point 5

食事



point 6

残った食品



食中毒予防の3原則

食中毒菌を「付けない、増やさない、やっつける」

厚生労働省

厚生労働省HPより

＜食中毒は夏だけじゃない！冬はノロウイルスに注意！＞

冬は特にご注意！

食品を取扱う方々へ



による

食中毒

食中毒は夏だけではなく。
ウイルスによる食中毒が
冬に 多発しています!!!

データでみると

ノロウイルスによる食中毒は、

◆患者数で第1位



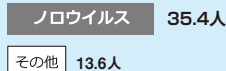
原因別の食中毒患者数（年間）

◆冬期に多い



ノロウイルス食中毒の
発生時期別の件数（年間）

◆大規模な食中毒になりやすい



食中毒1件あたりの患者数

※出典：食中毒統計（平成23～27年の平均。病因物質が判明している食中毒に限る）

ノロウイルスによる食中毒予防のポイント

調理する人の

健康管理

- 普段から感染しないように食べものや家族の健康状態に注意する。
- 症状があるときは、食品を直接取扱う作業をしない。
- 症状があるときに、すぐに責任者に報告する仕組みをつくる。

作業前などの

手洗い

- 洗うタイミングは、
 - ◎ トイレに行ったあと
 - ◎ 調理施設に入る前
 - ◎ 料理の盛付けの前
 - ◎ 次の調理作業に入る前
- 汚れの残りやすいところをていねいに
 - ◎ 指先、指の間、爪の間
 - ◎ 親指の周り
 - ◎ 手首、手の甲

調理器具の

消毒

洗剤などで十分に洗浄し、熱湯で加熱する方法又はこれと同等の効果を有する方法で消毒する。

詳しい情報は、厚生労働省ホームページ「ノロウイルスに関するQ&A」をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>

ノロウイルスQ&A

検索



厚生労働省

厚生労働省HPより

(2) 栄養バランスのとれた食事を提供しましょう

多彩な食材を使い栄養バランスのとれた食事を提供しましょう。また、栄養面だけでなく、季節感のある食事を提供する等、食を楽しむよう工夫しましょう。

(3) 地域の実情に合わせた運営をしましょう

例えば、対象者が気兼ねなく配食を受け取れるよう、対象者負担金を設定し運営費に充てる等、地域の実情に合わせて運営しましょう。

(4) 実施日は事前に連絡しましょう

配食サービス実施日を事前に連絡し、対象者が配食を受け取れるように配慮しましょう。

(5) 食物アレルギーについて

世代間交流等の場で調理した食事を子どもに提供する際には、食物アレルギーについて考える必要があります。

アレルギー対応ができない場合は、提供できない可能性を示しつつ、できる範囲で気を配ることも大切です。

＜アレルギー対応の例＞

- ①事前にアレルギーの有無を聞き取りします。
- ②アレルギーのある子どもには、アレルゲン(アレルギーの原因となる抗原物質)を聞いて、その食材の使用の有無を伝えます。
- ③アレルゲンが入っている場合には、食べないようにしてもらいます。

(6) 相談を受けたら地区社協等に報告しましょう

訪問した際に困りごとや悩みごとの相談を受けた場合は、対象者本人の同意を得た上で地区社協等に報告しましょう。

報告を受けた地区社協等は、必要に応じて担当の民生児童委員や市社協または最寄りの高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)につなぎましょう。

市社協や高齢者あんしんセンターでは、困っている内容ごとに必要な関係機関と連携し解決に向けた相談・支援を行います。

<連絡先>

①市社協 Tel932-5311(代表)

相談したい内容別の連絡先は、47ページの【福祉に関する相談・支援窓口】をご覧ください。

②高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)に関する問い合わせ先

郡山市地域包括ケア推進課 Tel924-3561



2-2. 友愛訪問

友愛訪問とは

友愛訪問とは、対象となる高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、福祉委員等が対象者の自宅を訪問し、安否確認と孤独感の緩和を図ることを目的に実施する活動です。

市社協では、福祉委員が訪問しやすいよう生活物品を見舞品として配布しながら訪問することを推奨しています。

友愛訪問の効果

対象となる高齢者の安全と安心の確保に大きく貢献するとともに、日常的な地域での見守り活動につながることが期待できます。

対象者

見守りの必要な「ひとり暮らし高齢者」や「要介護高齢者のいる世帯」等、地域の実情に合わせて訪問する世帯を決定します。

運営の担い手

福祉委員が中心となり地域住民の協力を得て実施しますが、地域の小中学校とタイアップして、児童・生徒と一緒に訪問する等、地域の実情に合わせて行うことができます。

活動内容

福祉委員が中心となり対象者の自宅を訪問し、生活物品を見舞品として配布し安否確認を行います。この事業に対しては、1回ごとに市社協が助成を行います(上限額があります。)

留意事項

(1) 助成に関すること

①活動1回の考え方

福祉委員の都合や、訪問先が多いという理由で数日に分けて活動しても1回の活動とみなします。

例えば、4月1日はA町会の人へ、4月2日はB町会の人へ、4月3日はC町会の人へというように、日にちを3日間に分けて訪問しても1回の活動としてカウントします。また、対象者が多い場合、4月はD～Fの町会を対象、5月はG～Iの町会を対象とする等、地域を分割した場合も1回の活動としてカウントします。

②見舞品の例

見舞品は、タオル・ティッシュ・カイロ等、地域ごとに選定して構いませんが、単価が助成の上限額の範囲におさまるようにしましょう。

(2) 相談を受けたら地区社協等に報告しましょう

訪問した際に困りごとや悩みごとの相談を受けた場合は、対象者本人の同意を得た上で地区社協等に報告しましょう。

報告を受けた地区社協等は、必要に応じて担当の民生児童委員や市社協または最寄りの高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)につなぎましょう。

市社協や高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)では、困っている内容ごとに必要な関係機関と連携し解決に向けた相談・支援を行います。

<連絡先>

①市社協 TEL932-5311(代表)

相談したい内容別の連絡先は、47ページの【福祉に関する相談・支援窓口】をご覧ください。

②高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)に関する問い合わせ先

郡山市地域包括ケア推進課 TEL924-3561

2-3. 地域支え合い活動マップづくり

地域支え合い活動マップとは

地域支え合い活動マップとは、地図上に支援を必要とする人の自宅を表わし、その人と日常的な交流や関わりのある隣近所の人や、見守り・支援に協力してくれる支援者(福祉委員、町内会長、民生委員、ボランティア等)を線で結んだものです。



地域支え合い活動マップづくりの効果

(1) 目に見える形で支援者がわかる

支援を必要とする人の隣近所の住民との交流状況や支援者として誰が関わっているのかが目に見える形で残り、わかりやすくなります。

(2) 地域の福祉課題発見のヒントになる

地域支え合い活動マップづくりの作業を通して、支援を必要とする人が隣近所と交流や関わりがあるか、その人にどのような関わりをしていくかなど、地域の福祉的な課題を見つけ出す際のヒントとして活用することができます。

(3) 災害時にも活用できる

地域支え合い活動マップをもとに、平常時における見守りや声掛け等に活用するとともに、災害時には、安否確認や避難支援などにも活用することができます。

地域支え合い活動マップづくりの進め方

『地域支え合い活動マップづくり』は、大きく分けて、次の2通りの進め方があります。

(1) 地域の支援を必要とする人について、普段から知っている情報を持ち寄り、マップに記入していく方法

①モデルとする町内会のエリアで、マップづくりに協力する支援者を決めます。

(例：福祉委員、町内会長・役員・班長、民生委員 等)

②支援者同士で集まり、地域の「要支援世帯」について、要支援世帯と隣近所同士での行き来や関わっている支援者について、普段から知っている情報をもとに、住宅地図上に線や矢印で結びます。世帯に関する補足情報(「要介護」、「寝たきり」、「閉じこもりがち」等)があれば、地図の余白に記入します。

(2) 地域の要支援者を訪問してマップづくりについての同意を得ながら、近隣の住民との関わり合い等についての話を伺い、その情報をマップに記入していく方法

①モデルとする町内会のエリアで、マップづくりに協力する支援者を決めます。

(例：福祉委員、町内会長・役員・班長、民生委員 等)

②支援者同士で打ち合わせを行い、マップに示す「要支援世帯」の対象をどのように設定するかを決めます。

<要支援世帯の対象例>

- ・65歳以上のひとり暮らし高齢者
- ・70歳以上の高齢夫婦世帯
- ・日中ひとりになる高齢者や障がい者、障がい児のいる世帯で、日常的な見守りや声かけが必要な世帯 等

③支援者でペアを組んで要支援者を訪問し、マップづくりの趣旨を説明します。趣旨に賛同し、世帯の状況について話を伺うことに同意

が得られたら世帯の情報を収集します。同意が得られない場合、無理に聞き取りを行う必要はありません。世帯情報は、所定の事項について聞き取る方法と、本人または家族に記入しておいてもらい、後日再訪問して回収する方法があります。

＜収集する情報の例＞

- ・日頃行き来している知人・友人
- ・訪問や連絡をしてくれる家族や親族の有無
- ・介護サービスや福祉サービスの利用状況
- ・かかりつけ医
- ・日常生活での困りごとや悩みごと 等

- ④聞き取りした情報を持ち寄り、住宅地図上に要支援世帯と隣近所同士での行き来や、関わっている支援者を線や矢印で結びます。世帯に関する補足情報（「要介護」、「寝たきり」、「閉じこもりがち」等）があれば、地図の余白に記入します。

地域支え合い活動マップの保管について

作成したマップは、マップづくりを行った地域の住民同士の助け合いの掘り起しのために活用するものであることから、要支援世帯についての情報を共有する範囲と合わせて、マップづくりに関わった協力者のみが保管します。

地域支え合い活動マップの活用方法

- （１）日常的な見守りや声かけでの活用

対象者への日常的な声かけや見守りに活用します。

- （２）状況の把握や検討材料として活用

対象者の中でも、隣近所や支援者との交流が希薄な人がいないかの状況把握や、その人に対して協力者だけが支援するのではなく、隣近所も含めた地域住民が、支援を必要とする人に対してどのような支え合い活動ができるのかを考えるきっかけにします。

(3) 福祉課題を考える資料として活用

地域支え合い活動マップづくりを行うことで「日中ひとりで過ごす高齢者が多い」、「隣近所同士の行き来があり互いに助け合っている」といった地域の状況が見え、地域の良いところを再確認したり福祉課題を考えたりする際の資料として活用します。

(4) 災害時の避難支援での活用

災害時においては、作成したマップをもとにした対象者の安否確認や声かけ、避難支援に活用します。

地域支え合い活動マップの定期的な更新

地域支え合い活動マップは、地域の新たな情報を加える等、定期的に見直しを行い、できるだけ最新の情報に更新をしていく必要があります。



Ⅳ 福祉委員の活動における保険(ボランティア保険)

安心して地域福祉活動に参加していただくために、次のような保険があります。

ボランティア活動保険

ボランティア活動保険は、ボランティア活動中のさまざまな事故によるボランティア活動者のケガや賠償責任を補償する保険です。福祉委員(地区社協理事・評議員を含む)は、全員必ず加入するようにしてください。

(1) 加入プラン

- 福祉委員は、各地区社協を通じてAプラン(掛金350円)に加入
 - ※地区社協負担額200円(市社協から150円助成)
 - ※支部社協負担額100円(市社協から150円・郡山地区社協から100円助成)
 - ※福祉委員以外でいきいきサロンや子育てサロン等の活動に関わるボランティアがいる場合でも保険の加入をおすすめします。
- ただし、福祉委員以外は全額自己負担となります。
- 補償期間は、加入手続き完了日の翌日から翌年3月31日(年度末)までとなっております。活動が始まる前に早めに加入手続きをしてください。

(2) 保険金をお支払いする主な場合

①ケガの補償

ボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合に保険金をお支払いします。

②賠償責任の補償

ボランティア活動中に発生した偶然な事故、または提供した財物やボランティア活動の結果に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠

償責任を負った場合等に保険金をお支払いします。

【特徴】

○活動には、活動のための学習会または、会議(理事会・評議員会・総会等)も含みます。

○活動のための通常の経路による往復途上の事故も補償します。

○ボランティア自身の食中毒(O-157等)や特定感染症を補償します。

※会食会や配食サービスにおいて、加入者が調理・提供した弁当により対象者が食中毒になった場合は賠償責任の補償対象となります。

○熱中症(日射病や熱射病)による障害も補償します。

○自動車による事故は、加入者自身の傷害のみが対象となり、対人・対物事故の損害賠償責任については補償の対象外です。(自動車保険でのお支払いとなります。)

(3) その他

○補償期間(保険期間)の途中で加入される場合も同額の保険料となります。

○途中でボランティアの入替や、加入プラン・タイプの変更、脱退はできません。また、上記の場合にかかる保険料の返戻はできません。

○ご加入は、お一人につきいずれか1口となり、複数口加入の場合でも補償は1口のみとなります。

※加入申込人は2口以上加入される被保険者がいないことを確認のうえ、お申込みください。

ボランティア行事用保険

ボランティア行事用保険は、社会福祉協議会などが主催者となる行事開催中に参加者がケガをしたり、主催者が賠償責任を負った場合に、補償する保険です。サロン活動や研修会などの際は、行事参加者全員を加入するようにしてください。

(1) 加入プラン

○活動のための研修会、各種サロン活動(会食会、茶話会、子育てサロン、世代間交流)は、A1プラン(掛金1日1人あたり28円・最低保険料560円)になります。

※参加者が20名に達しなくとも最低保険料をお支払いいただきます。

○補償期間は行事開催期間のみとなり、加入手続き完了日の翌日以降の行事開催日から補償されます。

○加入手続きは、各地区社協・支部社協が郵便局等で払込取扱票にて当該行事にかかる保険料をお支払いいただき、支払い済みの振替払込受付証明書とご記入いただいた加入依頼書を窓口(市社協ボランティアセンター)までご持参ください。行事開催の前日までの手続き完了で保険は適応となりますが、参加者数が確定した時点でできるだけ早めに手続きをしてください。

(2) 保険金をお支払いする主な場合

①ケガの補償

行事中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをした場合や食中毒により身体に障害を負われた場合、さらに熱中症(日射病・熱射病)の場合に保険金をお支払いします。

②賠償責任の補償

主催者が行事開催中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負われた場合等に保険金をお支払いします。

【特徴】

○行事参加者のケガや主催者の損害賠償責任を補償します。

○Aプラン・Bプランのみ、行事開催地への通常の経路による往復途上の事故も補償します。

○行事参加者の食中毒(O-157等)を補償します。

※ボランティア行事用保険では、特定感染症の補償は対象外です。

○熱中症(日射病や熱射病)による障害も補償します。

○自動車による事故は、行事参加者の傷害のみが対象となり、対人・対物事故等の賠償事故については補償の対象外です。(自動車保険での対象となります。)

○ボランティア行事用保険では、組織の構成員のみで行う理事会・評議会・総会等の組織活動^{※1}や、親睦行事等は補償の対象外です。

※1 上記のような組織活動は、ボランティア活動保険の対象となります。

○ボランティア行事用保険における「行事」とは、参加者を集めて開催する催しや、研修会の開催等としています。(配食サービスや友愛訪問などの訪問活動は補償の対象外です。)

(3) その他

○参加者の名簿について、Aプランで加入される場合は事前に名簿の作成が必要となりますが、加入手続き時の提出は不要です。(宿泊を伴うBプランは提出が必須、Cプランは作成・提出ともに不要)

○各プランにおける区分は、開催する行事の内容によって異なりますので、保険のパンフレット又は市社協への問い合わせ等、事前にご確認ください。

保険金が支払われた場合について

保険金が支払われた事故ケース

○ケガの補償



高齢者宅の安否確認を終え、
帰宅途中に自動車と接触し
転倒、ケガを負って通院した。
(ボランティア活動保険)



友愛訪問で配達する弁当を調
理中、床に飛散していた水に
滑り転倒、手首を骨折し通院
した。(ボランティア活動保険)



百歳体操の会場へ自家用車で
向かう途中、自動車と接触し
頸椎捻挫により通院した。
(ボランティア活動保険)



百歳体操の参加者が会場にお
いて椅子に座ったまま体の向
きを変えたところ、体勢を崩
し尻もちをついてしまい、尾
てい骨骨折により通院した。
(ボランティア行事用保険)



敬老会の後片付け中、折りたた
み式の机が倒れ込み、足の指
を打撲・爪を損傷し通院した。
(ボランティア活動保険)

○賠償責任の補償



雪かきボランティア活動中、寄せ雪の
塊が転がり落下、対象者宅の窓ガラス
が割れた。(ボランティア活動保険)



活動先への往復途上において段差につ
まずき転倒、着用していた眼鏡が破損
した。(ボランティア活動保険)
⇒ボランティア個人の所有物は補償の
対象外。

保険金が支払われない場合について

○ケガの補償〈ボランティア活動保険・行事用保険共通〉

〈例〉



ボランティア活動や行事に参加中、突然、一時的に意識を失い、救急車で病院に搬送された。



ボランティア活動や行事の帰りに寄った観光地で転倒し、ケガをした。

この場合、事由がケガによる失神(転倒し頭を打った等)ではないため、適用外となります。

※補償となるケガとは急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガをいいます。

「急激」とは、原因または結果の発生を避け得ない程度に急迫した状態をいいます。「偶然」とは、原因または結果の発生を予知できない状態をいいます。「外来」とは、発生の原因が被保険者の身体に内在するものではなく外部にあることをいいます。この場合、事由がケガによる失神(転倒し頭を打った等)ではないため、適用外となります。

目的や内容がボランティア活動・行事(研修会を含む)から、グループの構成員だけで行う観光や親睦目的のレクリエーションへ変わった時点でその後の補償は終了します。活動・行事を計画する際は内容を十分に考慮し、他のイベント保険などもご確認ください。

○賠償責任の補償〈ボランティア活動保険・行事用保険共通〉

〈例〉



自動車で活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。



活動を終えて帰り道を運転中、電柱に車のバンパーを擦った。

自動車による事故は、加入者自身・参加者の傷害のみが対象となり、対人・対物事故等の賠償事故については対象となりません。(自動車保険での対象となります)

※自動車とは、道路交通法ならびに道路運送車両法に定義されているもの(原動機付自転車・自転車・車椅子・歩行補助車等以外)をいいます。



活動・行事中、会場内で私物が紛失・盗難に遭った。



活動先へ向かう途中、使用していた自転車が破損した。

ボランティア個人の所有物は、補償の対象となりません。参加者の所有物については事故状況によりますので速やかに事故報告をしてください。

※活動に伴い一時的に占有・使用・保管する第三者の財物の紛失・盗難などの事故により法律上の損害賠償責任を負われた場合は補償されます。

補償範囲について

	在宅福祉サービス 事業における行事	組織活動 (理事会・ 評議員会・ 総会)	親睦・ 旅行等が 目的の 行事	自動車 事故	物損・紛失	電動工具を 使用する場合
ボランティア 活動保険	・会食会 ・茶話会 ・配食サービス ・子育てサロン ・世代間交流 ・友愛訪問	○	×	○ 加入者の 傷害のみ (同乗者 は自身も 加入して いる場合 のみ)	△ ・私物は対象外 ・加入者の賠償 責任の補償の み	△ 〈対象になるもの〉 ・チェーンソーを使用する街路樹剪定活動 ・草刈機を使用する森林ボランティア活動 ・電動ノコギリを使用する森林ボランティア活動 〈対象外になるもの〉 ・チェーンソーを使用する森林ボランティア活動 ・銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動等
ボランティア 行事用保険	・会食会 ・茶話会 ・子育てサロン ・世代間交流 ※配食サービス、友愛訪問などの訪問活動はボランティア活動保険の補償範囲となります。	×	×	○ 参加者の 傷害のみ (同乗者 も参加者 の場合含 む)	△ ・私物は対象外 ・主催者の賠償 責任の補償の み	× 電動工具を使用する 行事はすべて対象外

※地区社協・支部社協で活動(行事)を計画する際は、参加者の特性(高齢者や乳幼児・児童等)や会場・日程(プログラム)等を十分に考慮のうえ、事故や食中毒などの危険性を予測し、事故の発生を未然に防止しましょう。

事故が起これたら！

すみやかに地区社協等を通じ市社協に連絡してください。また、直接、市社協へ連絡をしても構いません。

※事故発生日からその日を含めて30日以内に事故報告がない場合は、保険金の全額または一部のお支払いができないことがあります。

内容に変更があった場合は！

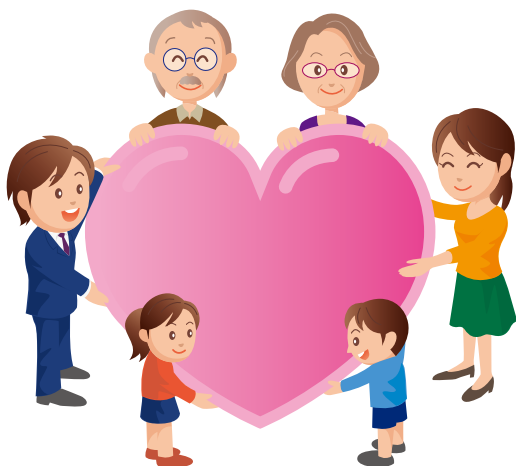
いきいきサロン等行事の中止、延期、延長、短縮、人数の増加・減少などの変更があった場合、行事開催予定日の前日までに市社協に連絡してください。（雨天中止等、当日にしか判明しない場合は、翌営業日までにご連絡ください）

ボランティア活動保険及びボランティア行事用保険の加入手続き・お問い合わせは、市社協ボランティアセンターまで。

市社協 ボランティアセンター

TEL：924-2968 FAX：924-2954

Eメール：k-shakyo-v@violin.ocn.ne.jp



V そのほかに何か困ったことがあったら・・・

地区社協等の活動で困ったことがありましたら、市社協地域福祉課にご相談ください。

また、要望がございましたら地域の公民館や集会場を会場とした、福祉委員や地域住民向けの研修会や説明会等の出前講座も開催可能です。

市社協 地域福祉課 地域福祉推進係
TEL：932-5311 FAX：932-6768
Eメール：k-shakyo-f@violin.ocn.ne.jp



Ⅵ よりよい福祉委員活動を行うための8ヶ条

1. 事前に活動内容や役割を確認しましょう

事前に活動内容や役割を確認しておくことで、より充実した地域福祉活動の実践につながります。

また、先輩の福祉委員から意見や経験談を聞いたり、アドバイスをもらったりするのもいいでしょう。

2. 約束を守りましょう

活動での約束ごとは、きちんと守りましょう。

また、やむを得ない事情で、約束した活動が難しくなった場合は、必ず相手方に連絡しましょう。

3. 相手の気持ちになって活動しましょう

決して『してあげている』のではなく、お互いさまの支え合う活動です。関わる人すべての人格を常に尊重することを忘れないようにしましょう。

4. 守秘義務を守りましょう

活動上で知り得た情報(プライバシー)は、活動以外で第三者に口外しないように気をつけましょう。

5. ご自分の家族から活動への理解を得ましょう

継続して活動していくためには、家族に理解してもらうことが重要です。日頃から家族に理解してもらえるように努めましょう。

6. ひとりで抱え込んだり、判断・行動したりしないようにしましょう

対応が難しい問題は、他の福祉委員に相談したり、地区社協等に報告するようにして、決して問題をひとりで抱え込まないようにしましょう。

7. 地域の社会資源を把握しておきましょう

社会資源とは、地域の課題を解決するために活用することができる相談窓口や制度、サービスの総称です。いざというときに利用できるよう、研修会等に積極的に参加し知識を身につけるようにしましょう。

8. 福祉委員の活動を楽しみましょう

楽しく活動することが大切で、長続きするためのコツでもあります。まずは、笑顔であいさつをすることからはじめてみましょう！



【福祉に関する相談・支援窓口】

《管理課》

- ・ 法人運営
- ・ 寄付や会費

《地域福祉課 地域福祉推進係》

- ・ 地域福祉活動
- ・ 各地区社会協議会、各支部社協の活動
- ・ 福島県共同募金会、日本赤十字社福島県支部
- ・ 協議体、生活支援コーディネーター

《地域福祉課 福祉サービス利用援助係》

- ・ あんしんサポート(日常生活自立支援事業)
- ・ 生活福祉資金貸付事業
- ・ 成年後見制度(法人後見事業)

《Tel.932-5311 Fax.932-6768》

《ボランティアセンター

Tel.924-2968 Fax.924-2954》

- ・ ボランティア活動に関する相談
- ・ ボランティア保険の加入

《避難者生活支援相談室

Tel.953-8337 Fax.954-6822》

- ・ 東日本大震災の避難者の支援

《ホームヘルプサービスセンター

Tel.924-2960 Fax.924-2948》

- ・ 訪問介護(ホームヘルプサービス)の利用

《居宅介護支援事業所 Tel.924-2961 Fax.924-2949》

- ・ 居宅介護支援(ケアプランの作成)の利用

《指定特定・障害児相談支援事業所・障がい者相談支援事業所

Tel.983-8311 Fax.924-2948》

- ・ 障がいをお持ちの方の相談
- ・ 障がい福祉サービスの利用

《郡山市障がい者基幹相談支援センター・

郡山市障害者虐待防止センター

Tel.983-3044 Fax.924-2954》

- ・ 障がいに関する総合的、専門的な相談
- ・ 障がい者の権利擁護、虐待の防止



福祉委員活動 マニュアル

発 行 平成26年 3 月
令和元年 5 月 改訂第 1 版

発行者 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会
〒963-8024 福島県郡山市朝日一丁目29-9
郡山市総合福祉センター内
電話：024-932-5311 FAX：024-932-6768
Eメール：k-shakyo@violin.ocn.ne.jp
ホームページ：http://koriyama-shakyo.jp



ミックス
責任ある木質資源を
使用した紙
FSC® C020493

この印刷物は、FSC®の基準
に従って認証された適切に管
理された森からの木材を含ん
だ用紙で印刷されています。

